

健康福祉部 施策体系 (平成26年度)

		事業名	プロジェクト名	担当課		
健康で長生きできる地域づくり	保健活動の推進	健康増進対策総合推進事業	健康・医療	健康増進課	1	
		歯科保健総合推進対策事業	健康・医療	保健・疾病対策課	2	
		信州食育推進事業	健康・医療	健康福祉政策課	3	
		自殺対策推進事業	健康・医療	保健・疾病対策課	4	
		健康長寿プロジェクト・研究事業	健康・医療	健康福祉政策課	5	
	高齢者の活躍の促進	⑨ 高齢者社会参加促進事業	雇用・社会参加	健康増進課	6	
		地域支援事業交付金		介護支援課	7	
	医療従事者の養成・確保	医師確保等総合対策事業	健康・医療	医師確保対策室	8	
		看護職員新規養成確保対策事業	健康・医療	医療推進課	9	
	医療施策の充実	地域医療再生事業	健康・医療	医療推進課	10	
		医療施設・設備整備事業		保健・疾病対策課	11	
		救命救急センター運営事業補助金		医療推進課	12	
		ドクターヘリ運航事業		医療推進課	13	
		小児・周産期医療体制整備事業		医療推進課	14	
		在宅医療推進事業	健康・医療	医療推進課	15	
		国民健康保険基盤安定化等事業		健康福祉政策課	16	
		後期高齢者医療給付事業		健康福祉政策課	17	
		疾病対策の推進	がん対策総合推進事業(一部再掲)	健康・医療	保健・疾病対策課	18
			精神科救急医療整備事業	健康・医療	保健・疾病対策課	19
	感染症対策事業			保健・疾病対策課	20	
	医薬品等の確保・適正使用の推進	医薬品適正使用・環境整備事業		薬事管理課	21	
いきいきと安心して暮らせる社会づくり	高齢者福祉の推進	地域包括ケア構築推進事業	健康・医療	介護支援課	22	
		認知症対策総合推進事業	健康・医療	保健・疾病対策課	23	
		介護給付費負担金		介護支援課	24	
		社会福祉施設等整備事業(老人福祉施設)		介護支援課	25	
		障害者自立支援給付等事業		障がい者支援課	26	
	障害者支援の充実	障害者相談支援事業		障がい者支援課	27	
		障害者就労支援事業	雇用・社会参加	障がい者支援課	28	
		社会福祉施設等整備事業(障害福祉施設)		障がい者支援課	25	
		障害福祉啓発推進事業	雇用・社会参加	障がい者支援課	29	
		障害者スポーツ振興事業		障がい者支援課	30	
		発達障害者支援事業	雇用・社会参加	保健・疾病対策課	31	
	福祉を支えるサービス体制の充実	福祉医療費給付事業補助金		健康福祉政策課	32	
		地域福祉総合助成金交付事業		地域福祉課	33	
		福祉人材確保対策事業		地域福祉課	34	
		日常生活自立支援事業補助金		地域福祉課	35	
		⑨ 社会復帰促進支援事業		地域福祉課	36	
	社会的援護の促進	生活保護費		地域福祉課	37	
		自立のための寄り添いサポート事業	雇用・社会参加	地域福祉課	38	
信州パーソナル・サポート・モデル事業		雇用・社会参加	地域福祉課	39		
子育て先進県の実現	産科・小児科医療の提供体制の整備	小児・周産期医療体制整備事業(再掲)	医療推進課	14		
	子育て支援体制の充実	母子保健事業	保健・疾病対策課	40		
		⑨ 健やかな妊娠・出産のための支援事業	活動人口	保健・疾病対策課	41	
県民生活の安全確保	食品・医薬品等の安全確保	食品衛生監視指導事業	食品生活衛生課	42		
		医薬品等監視指導事業	薬事管理課	43		

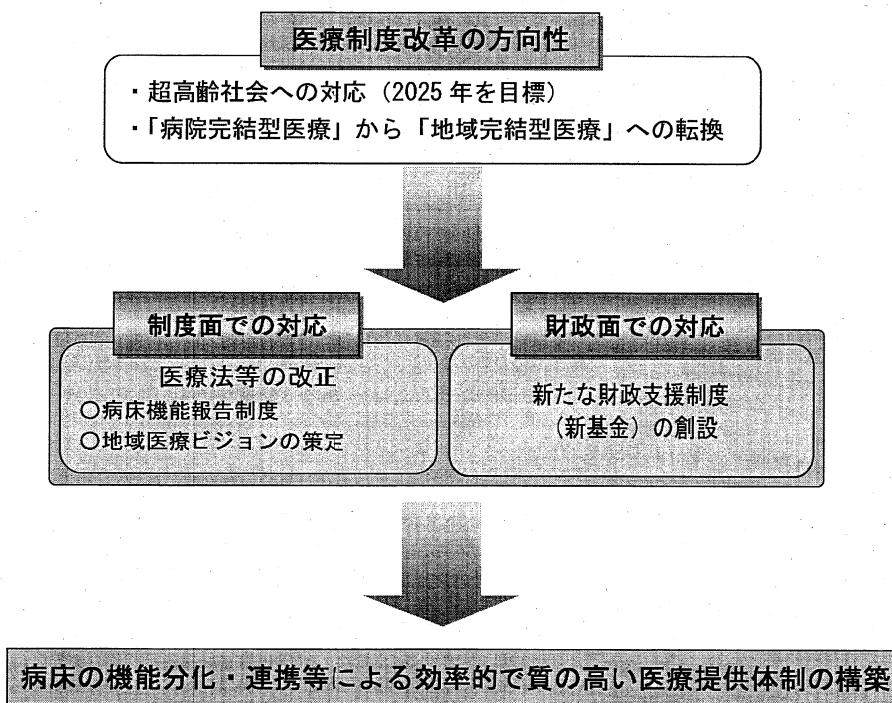
国の医療制度改革の概要について

医療推進課

1 これまでの経過

平成24年 8月	社会保障制度改革推進法成立 → 社会保障・税一体改革
平成25年 8月	社会保障制度改革国民会議報告書とりまとめ
12月	社会保障改革プログラム法成立
平成26年 2月	通常国会に医療法等改正案を提出 (「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(案)」)

2 制度改革の基本的な枠組み



3 主な制度改革の内容

(1) 医療機能の分化・連携及び在宅医療の推進

- ① 病床機能報告制度の創設 (平成26年度)
 - 医療機関が病床機能(現状と方向)を病棟単位で都道府県に報告。
 - 医療機能は4区分。[高度急性期機能][急性期機能][回復期機能][慢性期機能]
- ② 地域医療ビジョンの策定 (平成27年度～28年度)
 - 地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度による情報等を活用し、二次医療圏ごとに、各医療機能の必要量等医療提供体制の将来の目指すべき姿を示すものとして、都道府県が策定。(医療計画の一部とする。)
- ③ 地域医療ビジョンを実現するための都道府県の役割の強化等
 - 医療機関の自主的取組と相互協議により、地域医療ビジョンの必要病床数に収れん。
 - 地域医療ビジョンの実現のため、都道府県は以下の措置を実施。
 - ・ 「協議の場」の設置
 - ・ 医療計画と介護保険事業支援計画との一体的な策定
 - ・ 新たな財政支援の仕組みの創設
 - 医療機関の自主的取組等では収れんが進まない場合、都道府県は以下の措置を実施。
 - ・ 病院の新規開設・増床許可における条件付け
 - ・ 医療機関に対する医療機能の転換の要請・指示、休眠病床の移働・削減の要請等
 - ・ 医療機能転換要請に従わない医療機関名の公表、地域医療支援病院の承認取消等
- ④ 在宅医療の充実、医療と介護の連携の推進等
 - 市町村が主体となり、医師会等と協働して在宅医療の体制を整備。
 - 国・都道府県は市町村を支援。

(2) 地域の実情に応じた医師・看護師等の確保対策

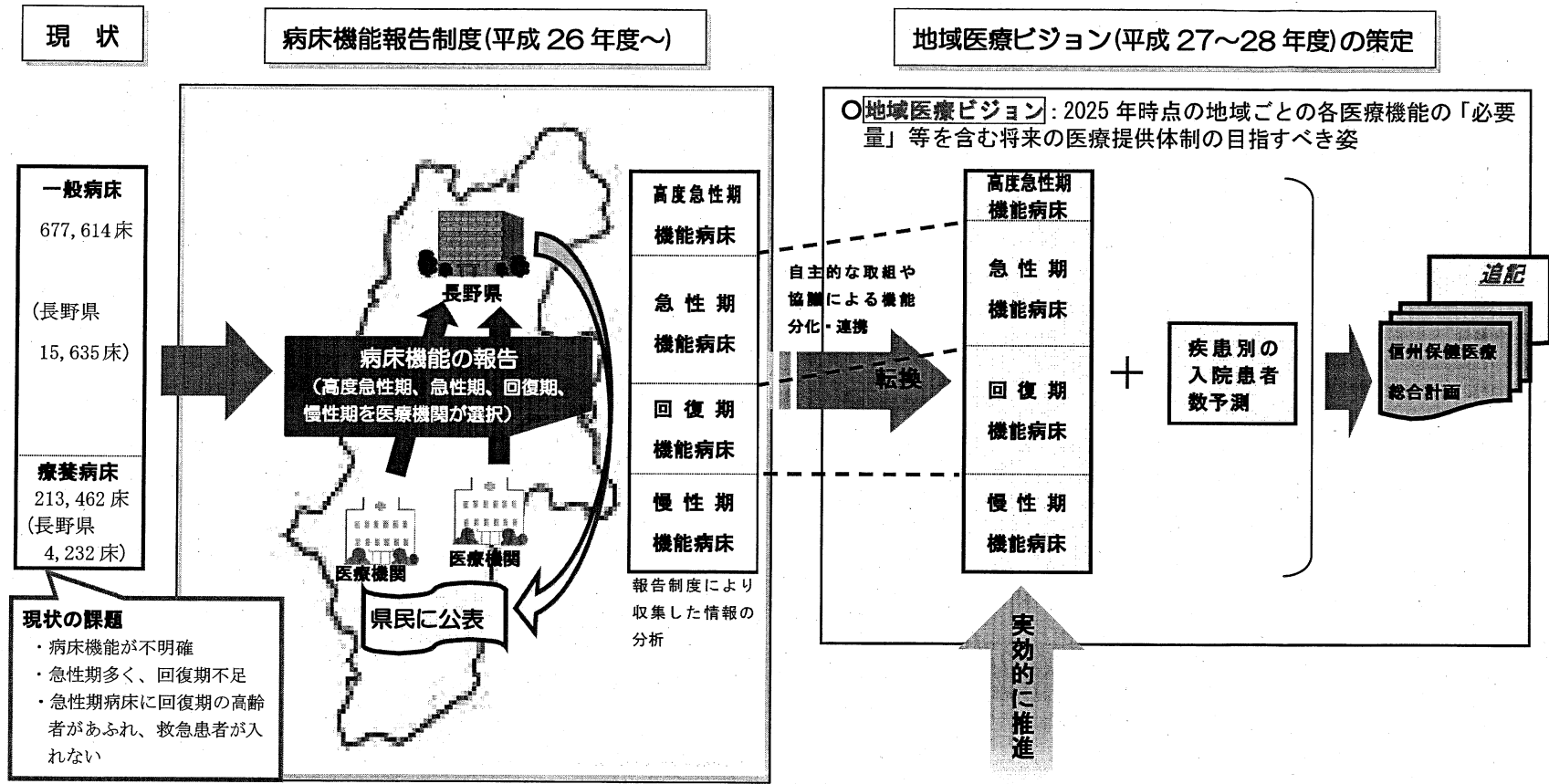
- ① 医師確保対策
 - 医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け。
 - 病院開設者等に対する知事の医師派遣要請権限を法律上に明確化。
- ② 看護職員確保対策
 - 離職看護師等のナースセンターへの届出・登録の義務化。

(3) 新たな財政支援の仕組みの創設

- 医療機能の分化・連携を推進するため、新たな財政支援制度を創設。
 - 【仕組み】 都道府県に基金を造成
 - 【財源】 消費税増収分を活用
 - 【対象】 医療機関の施設・設備整備、医療従事者確保、在宅医療・介護サービスの充実

病床機能報告制度及び地域医療ビジョンの概要

医療推進課



医療機能の名称	内 容
高度急性期機能	急性期患者の早期安定化に向けた診療密度が特に高い医療を提供
急性期機能	急性期患者の早期安定化に向けた医療を提供
回復期機能	急性期を経過した患者の在宅復帰に向けた医療、リハビリテーションを提供
慢性期機能	長期にわたり療養が必要な患者、重度の障害者等を入院させる機能

都道府県の役割強化

- ◇新たな財政支援制度（新基金）の創設【別紙参照】
- ◇都道府県知事の権限の拡充
自主的な取組だけでは機能分化・連携が進まない場合、「休眠病床の稼働又は削減の要請」「医療機能の転換等の要請又は指示」

医療制度改革に係る新たな財政支援制度（新基金）について

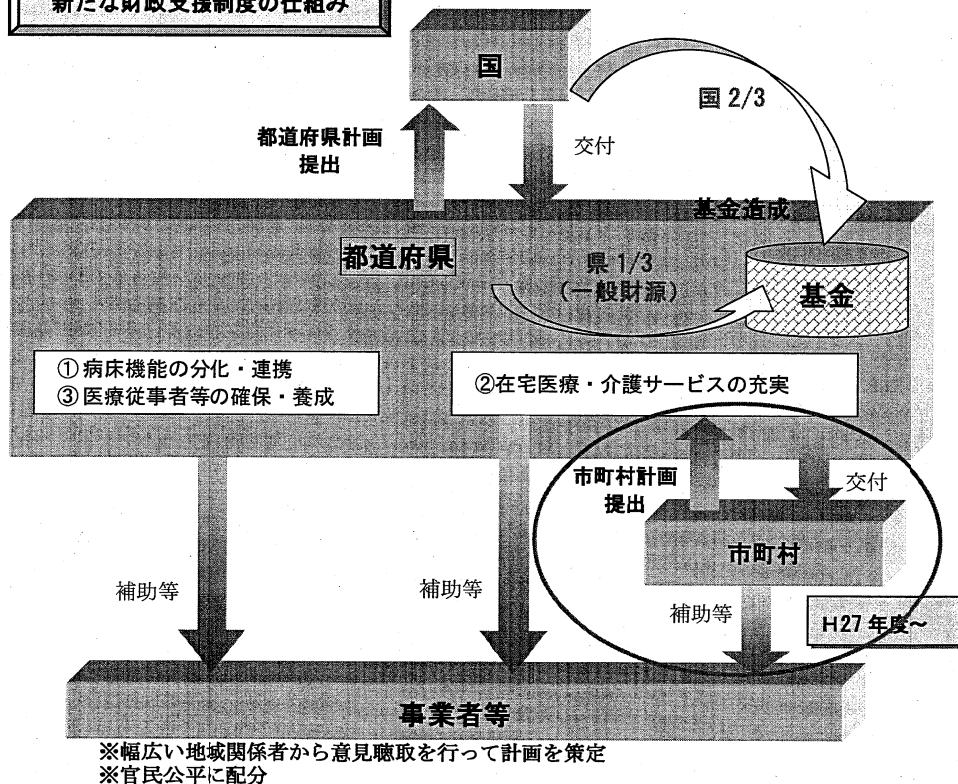
医療推進課

新たな財政支援制度の創設

【趣旨】

- 医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、制度面での対応（医療法等の改正）と併せ、財政面での対応として新たな財政支援制度を創設。
- 国からの交付金を基に、都道府県が基金を造成。
- 診療報酬等との役割分担を明確化しつつ、特性を踏まえ、適切に組み合わせて実施。

新たな財政支援制度の仕組み



1 新財政支援制度の仕組み

- 都道府県に基金を設置。
- 在宅医療・介護サービスについては市町村の役割を考慮。
- 法律に根拠を置く。
根拠法律：「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」

2 財源と基金交付金の規模

- 消費税増収分等を財源に充当
- 国負担 2/3、**都道府県負担 1/3**で構成
- 基金交付金の規模は、公費 903.7 億円（国 602.4 億円、**地方 301.2 億円**）
【内訳】消費税増収活用分 公費 543.7 億円（国 362.4 億円、**地方 181.2 億円**）
上乗せ措置分 公費 360.0 億円（国 240.0 億円、**地方 120.0 億円**）

3 対象分野

- 平成 26 年度 医療分野のみ対象
- 平成 27 年度から 医療分野に加え介護分野も対象

4 対象事業

- ① 病床機能の分化・連携（医療提供体制改革に向けた施設・設備の整備等）
 - ② 在宅医療・介護サービスの充実
 - ③ 医療従事者等の確保・養成
- ※診療報酬や他の補助金等による措置分は対象外。一般財源化分や地方単独事業の付替えは慎重に検討。
※①については、地域医療ビジョン策定前でも、回復期機能病床への転換等必要性が明らかなもののみ対象。

◇新財政支援制度創設に伴い、従来の国庫補助事業のうち対象事業②③に係るものは **廃止（32事業）** → 都道府県の判断で新基金により対応可
※本県では、平成 26 年度当初予算計上事業（15 事業）は財源更正で対応

5 基金交付金の交付条件

- 国が定める総合確保方針に従うこと。（総合確保方針：平成 26 年 7 月頃策定予定）
- 官民を問わない幅広い地域関係者から意見聴取すること。
- 官民に公平に配分すること。（官民割合・額の明示、割合の経緯・理由等付記）
- 特定の事業については必ず実施を検討すること。

6 基金交付金の配分方法

基礎的要因（人口、高齢者増加割合等） + 政策的要因（都道府県計画の評価等）

第6期長野県高齢者プランの策定について

介護支援課

1 計画策定の趣旨

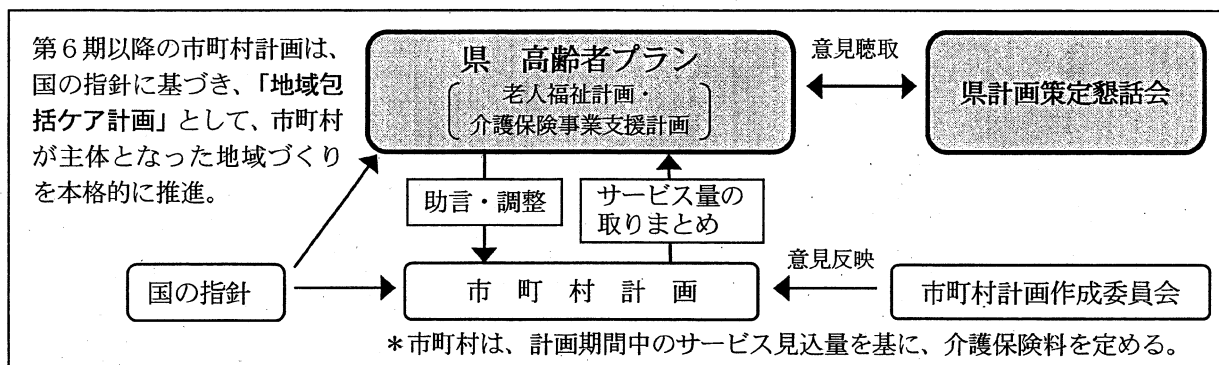
老人福祉法及び介護保険法に基づき、介護サービス基盤等の整備目標や取り組むべき高齢者福祉施策を定めた第6期長野県高齢者プラン（老人福祉計画・第6期介護保険事業支援計画）を策定する。

2 計画期間

平成27年度～29年度（3年間）

3 市町村との連携・調整

計画策定に当たり、県は望ましい高齢者福祉施策の実施について市町村に助言するとともに、広域的な見地から調整を行う。



4 第6期計画のポイント

(1) 地域包括ケアの推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年（H37年）度の介護需要や保険料水準の市町村推計を踏まえ、中長期的な対応を進めるため、第5期で開始した介護・予防・医療・生活支援・住まいの各サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を本格化。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療計画や「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（改正案を国会で審議中）に基づく県計画等との整合を図り、在宅医療・介護連携に必要な後方支援・広域調整などの取組を推進。

(3) 2025年の介護人材推計

2025年を見据えた介護人材の確保策を進めるため、市町村計画で見込むサービス量を考慮して中長期的に必要な介護人材を推計し、確保・育成のための取組を推進。

5 計画策定のスケジュール（予定）

年度 月	平成25年度		平成26年度				
	11	2	4	7	10	1	3
高齢者等実態調査	調査実施	集計	分析				
計画の策定				計画骨子	計画素案		計画策定
県計画策定懇話会			◎ 課題の分析・計画の方向性	◎ 計画に盛り込む事項・施策	◎ 計画素案の検討		◎ 計画案の検討
国・市町村の動向			国指針提示	市町村計画作成委員会の開催	介護サービス必要量の積上げ		市町村計画策定